

## 調査開始に至る経緯等

- (1) 文部科学省における再就職規制違反事案を受け、安倍内閣総理大臣から山本国家公務員制度担当大臣に対し、同様の事案がないかどうか、全省庁について徹底的な調査をするよう指示（平成29年1月20日）
- (2) 山本大臣の指揮の下、内閣人事局に「再就職徹底調査チーム」を設置し、外部弁護士3人を含む41人体制で直接調査

## 1 OB調査【報告書10頁～】

### 調査の概要

- (1) 現行の再就職等規制導入以降、再就職の届出をしたOBのうち、6,372人に調査票を郵送し、5,535人から回答（回答率87%、調査票が到達した人数5,818人を分母とすると回答率95%）
- (2) 退職理由・経緯、再就職規制の認知度、再就職の経緯（再就職先ポストを知った情報源、求職活動の内容・時期、求職活動における第三者の支援等）、退職後の元の職場との関わり等を調査

### 主な結果

- (1) 回答内容から、再就職に職員の関与がうかがわれ、あっせん規制違反の疑いのある事案が**18件（※）**
- (2) 回答内容を分析し、規制違反の疑いのある事案の有無について更に調査するため、追加調査を実施
  - A：複数の再就職に関与していたとみられる第三者のOBに対する調査  
⇒ 22人を対象に職員の関与が背後になかったのか等の観点から調査（ヒアリング又は調査票）  
⇒ あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった
  - B：OBから再就職先ポストについての情報提供を得た後に求職活動することなく早期退職したとみられる者に対する調査  
⇒ 75人を対象に職員の関与が背後になかったのか等の観点から調査（調査票）  
⇒ あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった
  - C：在職中に求職活動を開始したとみられる者の再就職に係る利害関係の調査  
⇒ 560件の再就職について所属していた省庁に利害関係の有無を確認  
⇒ 利害関係有とするものが**2件（※）**（求職規制違反の疑い）
  - D：各省庁人事担当者又は人事担当者であった者のメール調査  
⇒ 6省庁に対し送信期間、送信者、送信先を指定してメールアドレスの提出を求めた  
⇒ メールにあっせん規制違反の疑いのある内容を含む事案が**1件（※）**

## 2 現職の人事担当者に関する調査【報告書24頁～】

### 調査の概要

- (1) 本省庁の幹部職員、官房人事担当課の管理職員、本省庁の内部部局・外局・地方機関等の人事担当者の計285人にヒアリング
- (2) 早期退職募集制度の運用状況、早期退職した者等の再就職の状況、再就職規制の遵守状況、再就職の届出に見られる離職・再就職の状況等を調査

### 主な結果

- (1) 早期退職の募集に応じてもらうために、再就職先の紹介等をする回答した者はいなかった
- (2) あっせん規制違反やそれにつながり得る行為（他の職員又はOBの行為を含む）があると回答した人事担当者はいなかった
- (3) 人事担当者へのヒアリングに加え、再就職者を採用した①～③に該当する企業・団体に対し追加調査を実施
  - ① 離職日から近接した日の再就職に係る企業・団体
  - ② 同一省庁から同一日付で多数のOBが異なる企業・団体に再就職している事例に係る企業・団体
  - ③ 同一省庁からの特定ポストへの連続した再就職に係る企業・団体⇒ ①～③の165社に再就職の受入れの経緯等について調査（調査票）  
⇒ **6社（※）**から再就職の受入れに職員の関与がうかがわれる回答（あっせん規制違反の疑い）

## 3 再就職等規制の周知状況調査【報告書34頁～】

### 調査の概要

全省庁に対し、職員、退職予定者、OB、所管法人・関係団体等への再就職等規制の周知状況を調査

### 主な結果

- (1) 職員、退職予定者に対する周知はおおむね行われていた
- (2) OB、所管法人・関係団体等への周知は行っていない省庁が多かった

## 4 再就職等監視委員会への報告【報告書41頁～】

**(※)の合計27件**（うちあっせん規制違反の疑い25件、求職規制違反の疑い2件）について再就職等監視委員会に報告した

- (1) 上記1～3の調査に加え、山本農林水産大臣からの依頼を受けて、東北農政局の職員及び災害復旧事業の受注企業に対する調査も実施したが、規制違反を疑わせるような事実はみられなかった
- (2) 平成29年1月から5月までの間に再就職の届出漏れが82件判明

## 5 総括【報告書43頁～】

### 全省庁調査の結果

- (1) 再就職先ポストについての情報源や求職活動の支援者など再就職の経緯に係る様々な事項について確認・把握した結果、あっせん規制違反の疑いのある事案の把握に至った。また、再就職に広くOBが関与している状況が判明
- (2) OBや所管法人、関係団体等への再就職等規制の周知は行っていない省庁が多かった
- (3) 再就職の届出漏れがみられた
- (4) 文部科学省と他省庁にみられる違い
  - ① 再就職に関与したOBとして、文部科学省の特定のOBほど名が数多く挙げられるOBはなく、OBによる再就職の関与に関しても、職員の関与はうかがわれず、あっせん規制違反を疑わせるような事実はみられなかった
  - ② 文部科学省のOBについては再就職規制の認知度が低い状況

### 対応の方向性

上記4の事案については再就職等監視委員会の判断に委ねることとなるが、この全省庁調査の結果からは文部科学省と同様の組織的な再就職規制違反は確認できず

しかしながら、文部科学省事案の発生や、上記4の事案が存在することを重く受け止め、内閣人事局及び各省庁が一体となって徹底した再発防止策を講ずる必要

### 検討する再発防止策

- a. OBの関与を含む再就職の経緯の確認を行うことができるよう、再就職の届出制度を抜本的に見直し
- b. 再就職の届出に対する各省庁の確認徹底と内閣人事局の常設調査体制
- c. 再就職等規制の周知について、職員に加えOBや所管法人、関係団体等に対しても実施し、内閣人事局も主体的に取り組む
- d. 再就職規制の遵守を徹底する観点から、再就職等監視委員会の体制強化
- e. より公正・透明な再就職の観点から、官民人材交流センターの一層の活用